

社会福祉法人の運営

評議員・役員（理事・監事）の選任について

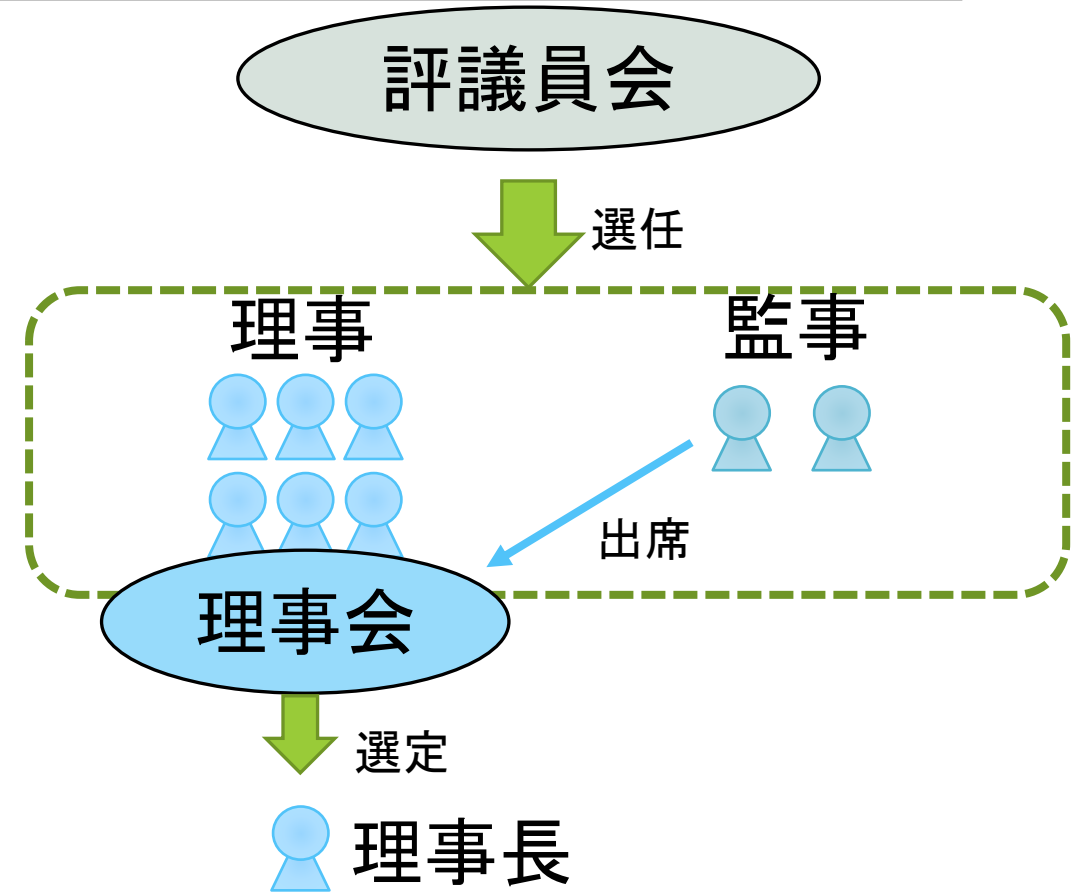
目次

- 1 社会福祉法人の経営組織
- 2 役員等(評議員・理事・監事)と法人の関係
- 3 役員等の要件
- 4 役員等の欠格事項
- 5 役員等選任の流れ
- 6 就任承諾書、申立書の様式例
- 7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～
- 8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

1 社会福祉法人の経営組織

経営組織について、評議員会と理事会の関係を、役員の選任から見た場合、右図のようになります。

その役割については、次ページの表のとおりです。



1 社会福祉法人の経営組織

評議員会

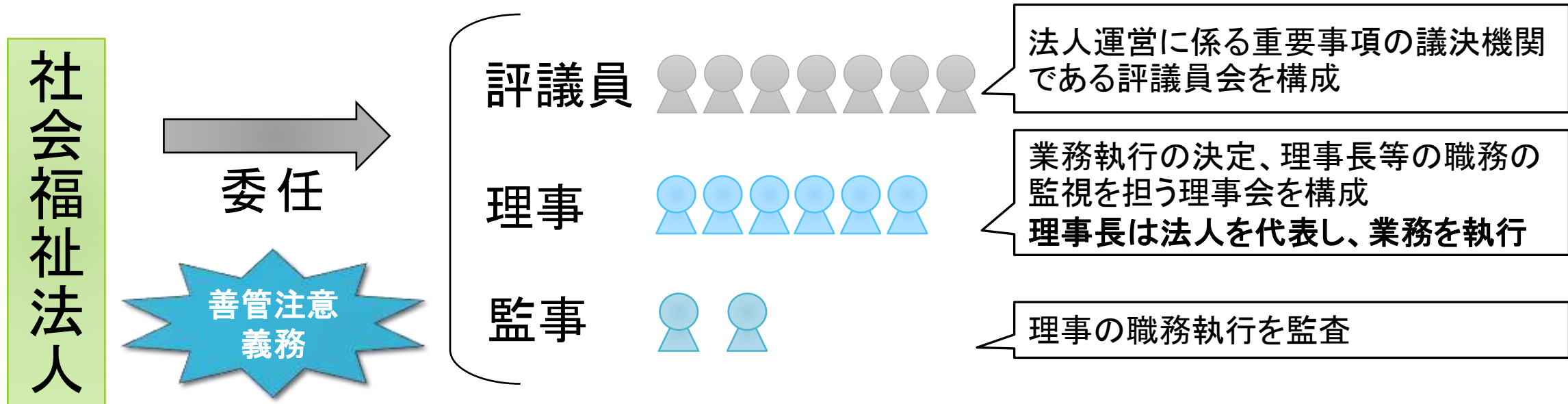
- 理事会が招集する。
- 法人の重要事項を決定...法人運営の基本ルール・体制
- 役員を選任・解任等を通じて、事後的に法人運営を監督する。
- 法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はない。

理事会

- 全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行う。
- 理事会の職務
 - (ア)業務執行の決定
 - (イ)理事の職務執行の監督
 - (ウ)理事長の選定および解職

2 役員等(評議員・理事・監事)と法人の関係

社会福祉法人と役員、評議員は民法の委任者・受任者の関係です。
従って民法に規定された善良なる管理者の義務(善管注意義務)などの法理が適用されます。



2 役員等(評議員・理事・監事)と法人の関係

民法第644条 – 受任者の善管注意義務

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う。

条文の趣旨と解説

委任契約が当事者間の信頼を基礎とする契約であることに鑑み、報酬の有無を問わず、受任者が善良なる管理者の注意をもって委任事務を処理すべきことを定めます。

3 役員等の要件

役員等は、次の識見を有することが必要です。

評議員

【全員】

- 社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者

理事

【各1名以上】

- 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者
- 施設の管理者

監事

【各1名以上】

- 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

• [参考資料識見の具体例\(121KB\)](#)

3 役員等の要件

- 議事の中で識見を明らかにする。
- 識見を明らかにした名簿を添付する。

などの方法により、必要な識見を有する方を選任していることが分かるようにしてください。

- [参考資料役員等候補者名簿例（縦書き）評議員\(17KB\)](#)
- [参考資料役員等候補者名簿例（縦書き）役員（理事・監事）\(20KB\)](#)
- [参考資料役員等候補者名簿例（横書き）役員等（評議員・理事・監事）\(18KB\)](#)

4 役員等の欠格事項

評議員・理事・監事に共通する欠格事項は次のとおりです。

法第40条第1項各号の欠格事項に該当しないことの確認

- ① 法人ではない。
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない。
- ③ 社会福祉法、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。
- ④ ③のほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当しない。
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員に該当しない。
- ⑥ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しない。

4 役員等の欠格事項

評議員・監事の欠格事項(兼職関係)は次のとおりです。

評議員

法第40条第2項の兼職関係に当たらないことの確認

- 当法人の理事・監事ではない。
- 当法人の職員ではない。

監事

法第44条第2項の兼職関係に当たらないことの確認

- 当法人の理事ではない。
- 法人の職員ではない。

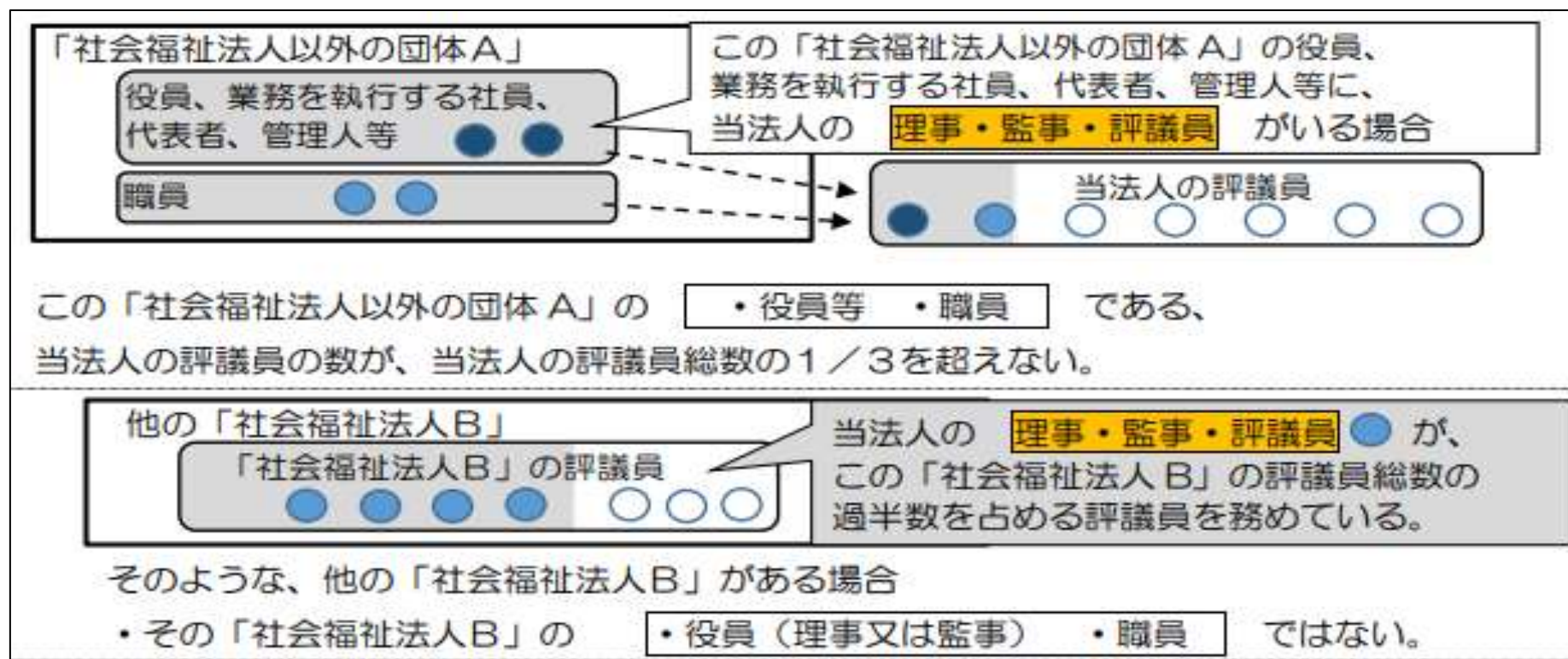
4 役員等の欠格事項

評議員の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。

法第40条第4項・第5項、施行規則第2条の7・第2条の8の特殊関係に当たらないことの確認	
当法人の理事・監事・他の評議員の	配偶者 又は 3親等以内の親族 ではない。
当法人の理事・監事・他の評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にない。	
また、その関係にある者の	・ 生計が同一の3親等以内の親族 ではない。
当法人の理事・監事・他の評議員に雇用されていない。	
また、その関係にある者の	・ 配偶者 ではない。 ・ 生計が同一の3親等以内の親族 ではない。
当法人の理事・監事・他の評議員から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持しているものではない。	
また、その関係にある者の	・ 配偶者 ではない。 ・ 生計が同一の3親等以内の親族 ではない。

4 役員等の欠格事項

評議員の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。



4 役員等の欠格事項

評議員の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。

下記の団体(★)について

- その団体の 職員(国会議員、地方議会議員を除く。) ではない。
- その団体の 職員(国会議員、地方議会議員を除く。) である場合、
同一の団体の職員である評議員の数が、当法人の評議員総数の1/3を超えない。

★国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

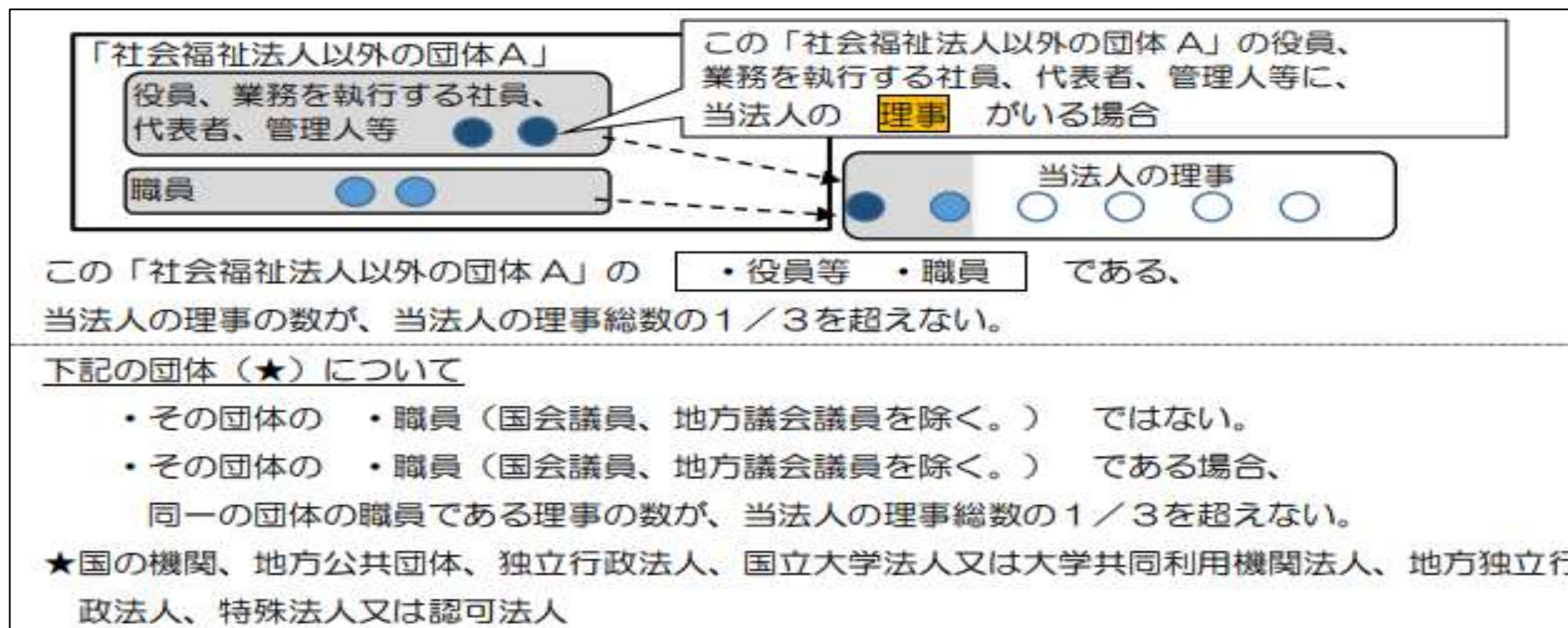
4 役員等の欠格事項

理事の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。

法第40条第6項、施行規則第2条の10の特殊関係に当たらないことの確認	
	<p>当該理事に対して、下の関係にある者が、理事の中に3人(当該理事自身含まない。)を超えて含まれない。</p> <p>また、下記の関係にある者が、当該理事自身を含めて、理事の総数の1/3を超えて含まれない。</p>
()	当該理事 の配偶者 又は 3親等以内の親族 である、当法人の 他の理事
()	当該理事 と事実上婚姻関係と同様の事情にある、当法人の 他の理事
()	または、 当該理事 と事実上婚姻関係にある者の ・生計が同一の3親等以内の親族 である当法人の 他の理事
()	当該理事 に雇用されている、当法人の 他の理事 または、 当該理事 に雇用されている者の
()	・配偶者 である当法人の 他の理事
()	・生計が同一の3親等以内の親族 である当法人の 他の理事
()	当該理事 から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持している当法人の 他の理事 または、 当該理事 から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持している者の
()	・配偶者 である当法人の 他の理事
()	・生計が同一の3親等以内の親族 である当法人の 他の理事

4 役員等の欠格事項

理事の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。



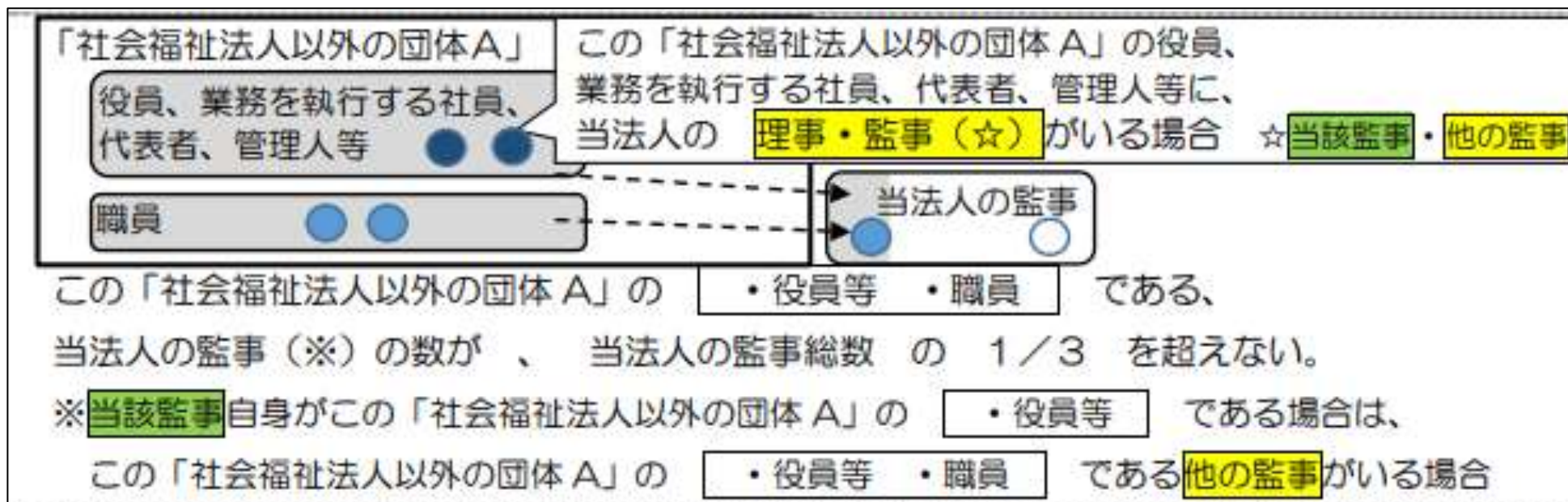
4 役員等の欠格事項

監事の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。

法第44条第7項、施行規則第2条の11の特殊関係に当たらないことの確認
当法人の理事・他の監事の配偶者又は3親等以内の親族ではない。
当法人の理事・他の監事と事実上婚姻関係と同様の事情にない。 また、その関係にある者の ・生計が同一の3親等以内の親族ではない。
当法人の理事・他の監事に雇用されていない。 また、その関係にある者の ・配偶者ではない。 ・生計が同一の3親等以内の親族ではない。
当法人の理事・他の監事から受ける金銭その他の財産によって、生計を維持しているものではない。 また、その関係にある者の ・配偶者ではない。 ・生計が同一の3親等以内の親族ではない。

4 役員等の欠格事項

監事の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。



4 役員等の欠格事項

監事の欠格事項(特殊関係)は次のとおりです。

<p>他の「社会福祉法人B」 「社会福祉法人B」の評議員 ● ● ● ● ○ ○ ○</p>	<p>当法人の 理事・監事・評議員 ● が、この「社会福祉法人B」の評議員総数の過半数を占める評議員を務めている。</p>
<p>そのような、他の「社会福祉法人B」がある場合</p> <ul style="list-style-type: none">・その「社会福祉法人B」の 理事・職員 ではない。	
<p>下記の団体(★)について</p> <ul style="list-style-type: none">・その団体の 職員(国会議員、地方議会議員を除く。) ではない。・その団体の 職員(国会議員、地方議会議員を除く。) である場合、同一の団体の職員である監事の数、当法人の監事総数の1/3を超えない。 <p>★国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人</p>	

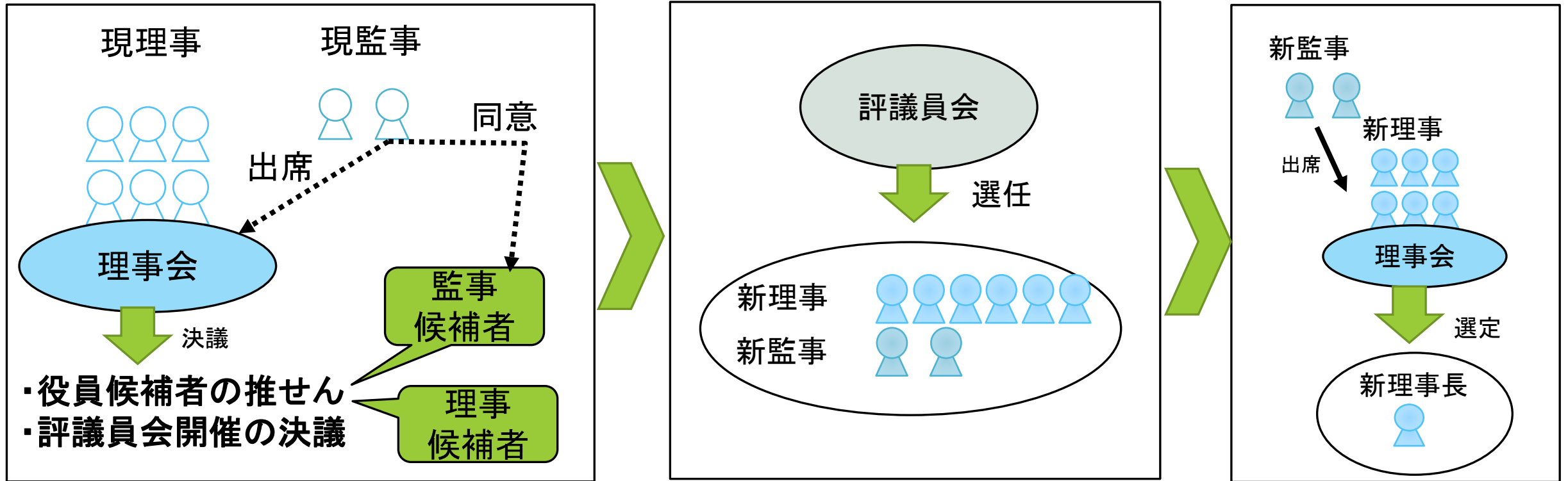
4 役員等の欠格事項

参考

- [参考資料評議員欠格事項チェックシート\(95KB\)](#)
- [参考資料理事欠格事項チェックシート\(93KB\)](#)
- [参考資料監事欠格事項チェックシート\(96KB\)](#)
- [参考資料役員等欠格事項（租税特別措置法第40条特例の適用法人）\(55KB\)](#)

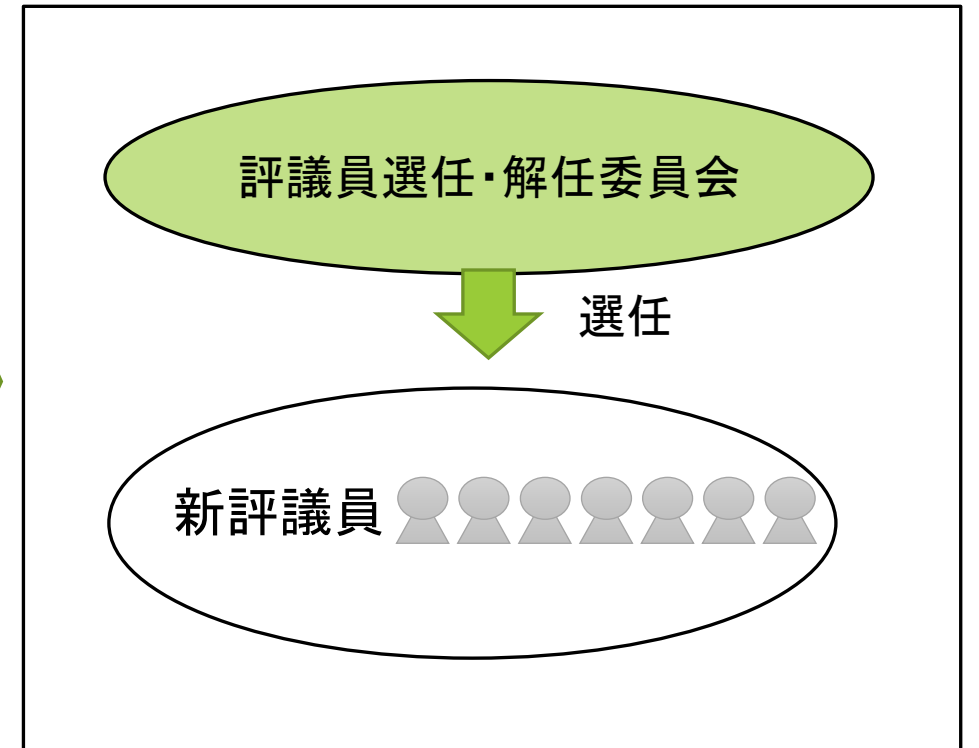
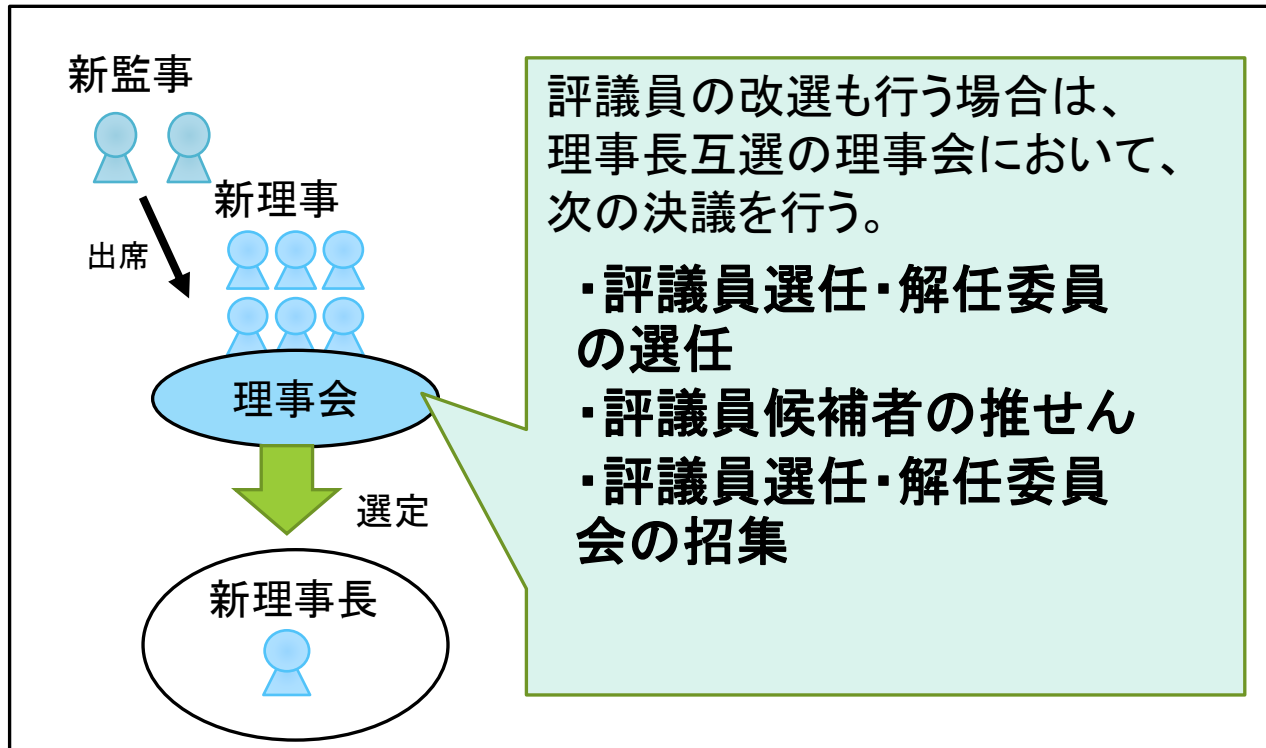
5 役員等選任の流れ

理事・監事の選任



5 役員等選任の流れ

評議員の選任



6 就任承諾書、申立書の様式例

参考資料

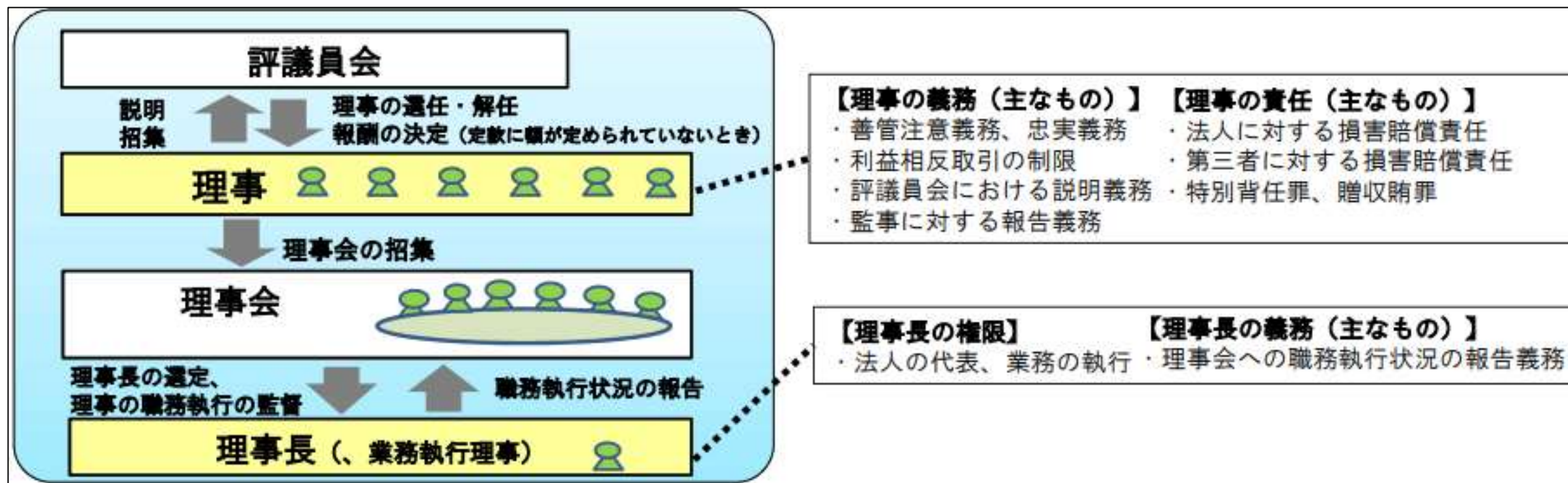
- [役員等就任承諾書（様式例）（23KB）](#)
- [役員等委嘱状（様式例）（24KB）](#)
- [役員等申立書（様式例・編集済）（19KB）](#)

その他、参考資料を掲載しています。

[法人運営参考資料等／藤岡市 \(city.fujioka.gunma.jp\)](#)

7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

理事



7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

理事

① 理事長の職務及び権限等

- 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号）。
対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有する（法第45条の17第1項）。
- 理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない（法第46条の16第3項）。※業務執行理事も同様

7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

理事

② 業務執行理事の職務及び権限等

- 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事として業務執行理事を理事会で選定することができる(法第45条の16第2項)。

業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はない(法第45条の17第2項)。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

- 理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに(法第45条の13第2項第1号)、理事長や他の理事の職務の執行を監督(同項第2号及び第3号)する役割を担うこととなる。

7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

理事

【理事の義務(主なもの)】

- 善管注意義務、忠実義務
- 利益相反取引の制限
- 評議員会における説明義務
- 監事に対する報告義務(法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき)

【理事の責任(主なもの)】

- 法人に対する損害賠償責任
- 第三者に対する損害賠償責任
- 特別背任罪、贈収賄罪

7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

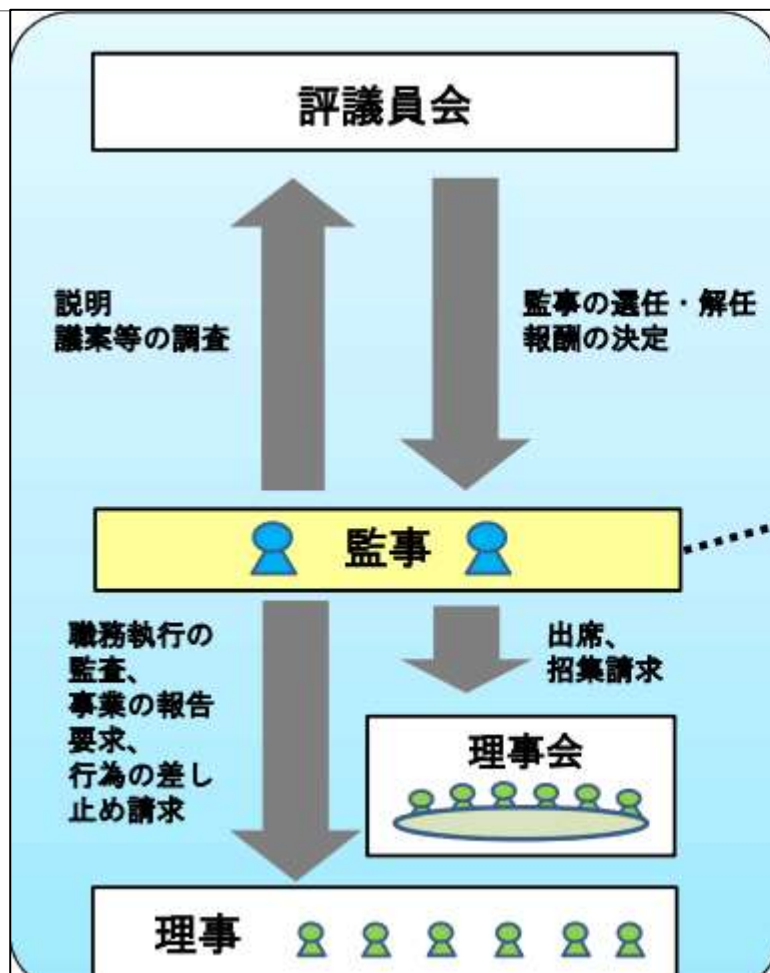
監事

理事の職務の執行を監査するために、監事には各種の権限が付与され、また義務が課されます。

監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負います。

7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

監事



【監事の権限（主なもの）】

- ・ 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- ・ 計算書類等の監査
- ・ 事業の報告要求（理事、職員に対し）、業務・財産の状況調査
- ・ 理事会の招集請求
- ・ 理事の行為の差止め請求（法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- ・ 会計監査人の解任

【監事の義務（主なもの）】

- ・ 善管注意義務（→理事と同じ）
- ・ 理事会への出席義務
- ・ 理事会への報告義務（理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき）
- ・ 評議員会の議案等の調査・報告義務（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- ・ 評議員会における説明義務（→理事と同じ）

【監事の責任】

- ・ 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

監事

【監事の権限(主なもの)】

- 理事の職務執行の監査、監査報告の作成
- 計算書類等の監査
- 事業の報告要求(理事、職員に対し)、業務・財産の状況調査
- 理事会の招集請求
- 理事の行為の差止め請求(法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき)

【監事の義務(主なもの)】

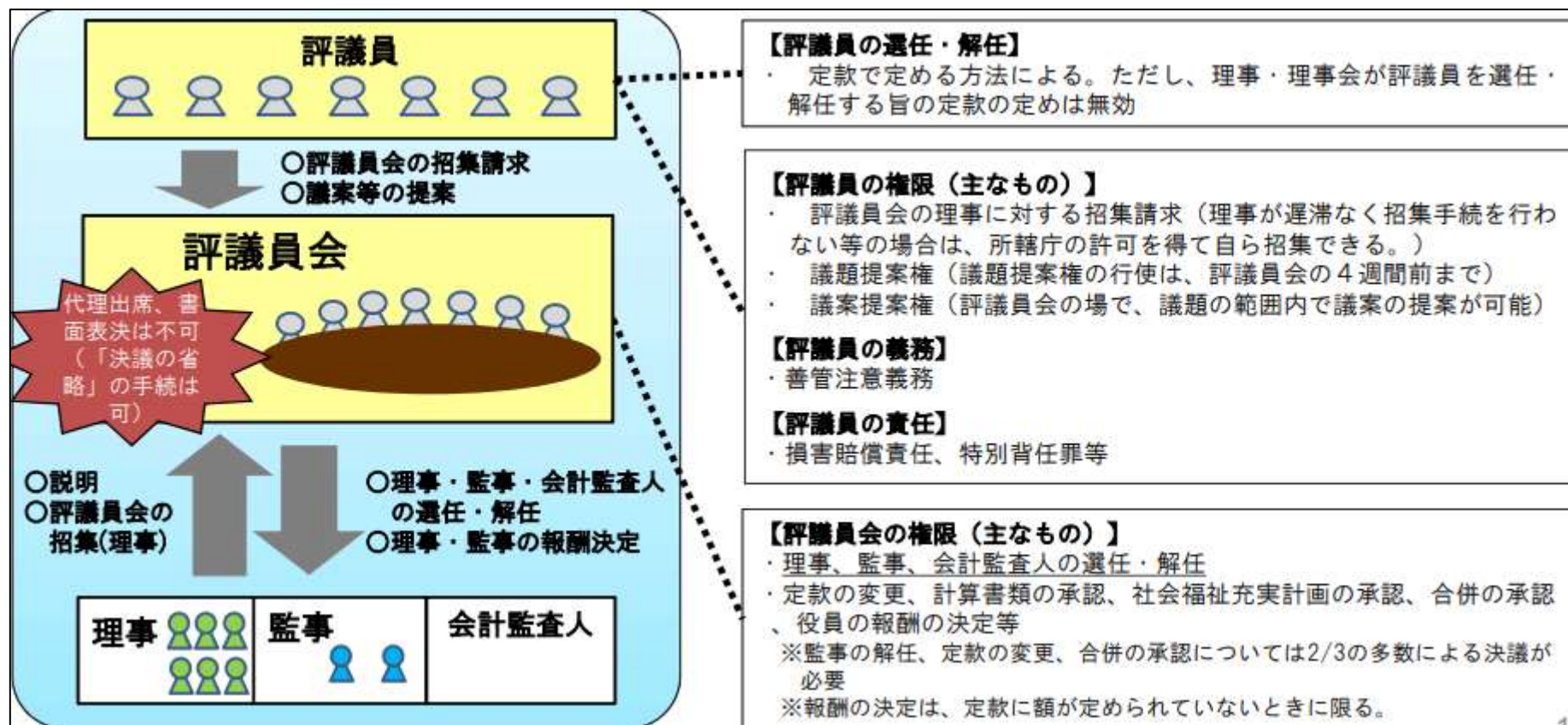
- 善管注意義務(→理事と同じ)
- 理事会への出席義務
- 理事会への報告義務(理事の不正行為又はそのおそれ、法令・定款違反、著しく不当な事実があるとき)
- 評議員会の議案等の調査・報告義務(報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合)
- 評議員会における説明義務(→理事と同じ)

【監事の責任】

- 損害賠償責任、刑事罰等、いずれも理事と同じ。

7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

評議員



7 役員等に説明しておくべきこと～役員等の職務～

評議員

【評議員の権限(主なもの)】

- 評議員会の理事に対する招集請求(理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。)
- 議題提案権(議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで)
- 議案提案権(評議員会の中で、議題の範囲内で議案の提案が可能)

【評議員の義務】

- 善管注意義務

【評議員の責任】

- 損害賠償責任、特別背任罪等

8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

役員等の損害賠償請求（法人に対する損害賠償責任）

- 評議員、役員、会計監査人は、その任務を怠ったとき（法人に対する善管注意義務違反）は、社会福祉法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負います。（法45の20①）
- 理事はこれに加え、忠実義務、競業取引、自己取引及び利益相反取引の制限規定に違反し、社会福祉法人に損害を与えた場合も、その損害を賠償する責任を負います。

8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

役員等の損害賠償請求（第三者に対する損害賠償責任）

- 評議員、役員、会計監査人は職務執行に際し悪意又は重過失があった場合、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任があります。
- 次の者が下記の行為をするときも同様の責任を負います。ただし、その者が当該行為を行うにつき注意を怠らなかったことを証明したときはこの限りではありません。

（理事）

- ① 計算書類、事業報告、これらの付属明細書の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録
- ② 虚偽の登記
- ③ 虚偽の公告

（監事）

- 監査報告の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録

（会計監査人）

- 会計監査報告の重要な記載・記録事項についての虚偽記載・記録

8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

役員等の損害賠償請求（連帯責任）

- 社会福祉法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う役員等又は評議員は、他の役員等又は評議員も当該損害賠償責任を負うときは、これらの者は連帯債務者となります。（連帯責任（法45の22））

8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

役員等の損害賠償責任の免除

(1) 免除(法45の20④、一般法人法112)

- 総評議員の同意がなければ役員等および評議員について、損害賠償責任の免除はできない。

8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

役員等の損害賠償責任の免除

(2) 評議員会決議による一部免除(法45の20④、一般法人法113)

- 役員等の職務執行に際し善意でかつ重大な過失がない場合、当該役員等が職務執行の対価として受けるべき財産上の利益の1年当たりの額に、下記の数に乗じた額(最低責任限度額)を超える額について、評議員会の特別決議(議決に加われる評議員の3分の2)により免除することができる。
 - ①理事長・・・6 ②業務執行理事・・・4 ③理事、監事、会計監査人・・・2
- 一部免除の議案を提出する場合、責任の原因となった事実その他の詳細を評議員会に開示すること、監事全員の同意を得ることが必要である。
- 決議後における退職慰労金等の支給について評議員会の承認を得ることが必要である。

8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

役員等の損害賠償責任の免除

(3) 定款の規定に基づく理事会決議による一部免除(法45の20④、一般法人法114)

- 役員等の職務執行に際し善意でかつ重大な過失がない場合、事実の内容その他の状況を勘案し特に必要と認めるときは、評議員会の免除額(最低責任限度額を超える額)を限度として、理事会の決議によって免除することができる旨を定款で規定することができる。
- この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、または定款の定めにより責任の一部免除の議案を理事会に提出する場合は監事の同意が必要。
- 役員等の責任の一部免除決議があった場合、評議員に対し異議があれば申し立てるよう通知し、総評議員の10分の1以上の異議があれば、免除してはならない。

8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

役員等の損害賠償責任の免除

(4) 責任限定契約による一部免除(法45の20④、一般法人法115)

- 理事(理事長、業務執行理事、業務を執行した理事、使用人兼務でない理事)、監事および会計監査人(非業務執行理事等)が、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その損害賠償責任について、定款であらかじめ定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約(責任限定契約)を非業務執行理事等と締結することができる旨を定款で定めることができる。
- 理事と責任限定契約を結ぶことのできるとする定款の変更の議案を評議員会に提出するときは、監事の同意を得なければならない。
- 非業務執行理事等の任務懈怠により法人が損害を受けたことを知った場合、その後最初の評議員会において、責任の原因となった事実、その他の詳細を開示すること。
- 責任限定契約により賠償責任額の一部を免除された非業務執行理事等にその後退職慰労金等を支給する場合は評議員会の承認を得なければならない。

8 役員等に説明しておくべきこと～役員等の責任～

債権者	債務者	損害賠償責任の対象となる行為	免除できる場合
法人	<ul style="list-style-type: none"> ・理事 ・監事 ・評議員 ・会計監査人 	<ul style="list-style-type: none"> ・任務懈怠 ・理事の場合は、次は任務怠慢と推定される ①自己取引、利益相反取引をした理事 ②当該取引を決定した理事 ③理事会で賛成した理事等 	<p>1. 免除 総評議員同意</p> <p>2. 一部免除(評議員を除く) 善意・無重大過失の場合に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ①評議員会決議による一部免除 ②理事会決議による一部免除(要定款規定) ③非業務執行理事、監事、会計監査人について責任限定契約(要定款規定)
第三者	<ul style="list-style-type: none"> ・理事 ・監事 ・評議員 ・会計監査人 	職務を行うについて悪意または重大過失があった場合等	なし (役員損害賠償責任保険の対象となり得る。)

問合せ 藤岡市元気長寿課指導監査係